

平成 25 年 3 月 28 日

## 市民協働課地域安全対策担当職員（技能労務職員）の勤務時間の変更について

近年、西区はマンションの建設ラッシュと交通の便が良い、公園などが多いなど住環境が恵まれている等の理由から、子育て層の転入が増加しており、小学校へ通う子どもたちの数も急増している。その中で、不審者による子どもへの声かけ事案や通学路上での放置自転車が原因による子どもと自動車の接触事故などが起こっており、子どもたちの安全確保の取組みが重要な課題となっている。

その中で、西区では西区将来ビジョンにおいて、「安全で快適な居住環境づくり」を重点施策として位置付け、放置自転車対策や防犯対策などの取組みを進めることとしており、市民協働課では、青色防犯パトロールによる朝と下校時、放課後の巡視を行うなど子どもの安全確保ための見守り巡視活動をおこなっている。

しかし、通常勤務時間内における朝の巡視では、登校時間帯（8 時～8 時 30 分）の巡視ができていないことから、地域、学校、P T A から登校時においても実施してほしいとの要望が上がっている。西区では「安全で快適な居住環境づくり」を重点施策として謳っており、登校時の子どもの安全確保は非常に重要であることから、登校時における巡視体制を確保するため担当職員の勤務時間の変更を行うこととしたい。

### 1. 勤務時間変更の理由

- (1) 地域・学校・P T A 等から登校時間帯（8 時～8 時 30 分）における大阪市職員の青色防犯パトロール車による巡視の要望があるため。
- (2) 早朝の登校時間帯を巡視することで、時間外勤務が増加するため。
- (3) 職員の長時間勤務による健康上の問題発生を避ける必要があるため。
- (4) 職員の超過勤務手当の増加の抑制を図るため。

### 2. 組織体制

市民協働課の地域安全対策担当の技能労務職員 10 名（再任用職員含む）が 2 名一組となり週 2 回の割合で青色防犯パトロール車による巡視を行う。

なお、当該日の下校時の巡視については、分担を見直すことにより巡視全体の業務に支障はきたさないと考える。

### 3. 業務内容

- (1) 西区内を、木津川を挟み西側（本田小学校、九条東小学校、九条北小学校、九条南小学校）と東側（日吉小学校、堀江小学校、明治小学校、西船場小学校）の 2 つの地域に分けてルート設定し、1 時間 10 分程度かけて見守り巡視を行う。（ルートについては別紙 1・2 のとおり）

- (2) 1 コースにつき週 1 回 2 人一組となって実施する。(体制は別紙 3 のとおり)
  - (3) 西区で事前に調査した通学路の危険ポイント (自動車交通量の多い箇所、信号のない交差点、放置自転車の多い箇所など) を重点的に見回る。
  - (4) 交通安全の内容を青色防犯パトロール車から放送する。
- ※ただし、学校休校時 (春・夏・冬休み期間中など) は実施しない

#### 4. 勤務時間変更に伴う特別勤務体制の導入

##### (1) 対象職員

市民協働課地域安全対策業務職員 (技能労務職) 10 名 (再任用職員含む)

##### (2) 対象業務と勤務の分担

青色防犯パトロール業務

2 名 毎週 2 回 年間約 80 回

担当者間でローテーションを組むことにより、特定の職員に偏らないように実施する。※体制は別紙 3 のとおり

##### (3) 勤務時間の変更

現行勤務時間…9 時～17 時 30 分 (休憩時間 12 時 15 分～13 時)

変更勤務時間…7 時 30 分～16 時 (休憩時間 12 時～12 時 45 分)

(再任用職員 7 時 30 分～15 時 45 分(休憩時間 12 時～12 時 45 分))

午後半休の取り扱い…12 時～ (再任用職員 11 時 45 分～)

##### (4) 緊急時の対応

- ・ 当日勤務者が当日急遽勤務できなくなった場合  
当該人が部門監理主任へ連絡。部門監理主任が「代役を人選し連絡する」、若しくは「早朝巡視を中止しペアの一人へ連絡する」を判断する。
- ・ 早朝巡視中において事故が発生した場合  
早朝巡視職員は、速やかに部門監理主任に連絡するなど課内緊急連絡網により報告し、事故対応を行う。

#### 5. 実施開始日

平成 25 年 4 月 1 日 (月)

※巡視開始後は、地域の声を聞きながらコースの変更、巡視回数の変更を検討する。  
(当面のスケジュールは別紙 4 のとおり)